

住民記録システム標準仕様書の 改定に関する 第10回分科会での主なご意見等

令和3年6月29日

住民記録システム標準仕様書の改定に関する主なご意見（その1）
第10回 住民記録システム等標準化検討会分科会（令和3年6月16日）

ご意見	対応方針
<p>1. 「転入予約」の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none">「転入予約」の定義について、認識は合致しているか。関係者で定義や業務フローの想定が異ならないよう、すり合わせながら連携を検討することが必要。	<ul style="list-style-type: none">「転入予約」は、転入手続の事前準備に資するよう、転入先への来庁予定年月日や連絡先等を通知するものであり、住民記録システムの標準仕様書の対象とはしない。なお、関係者間で認識齟齬が発生しないよう、制度導入に当たっては、自治体へ丁寧に説明していく。
<p>2. 転出手続に誤りがあった場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none">転出手続を完了した住民が、転出届で届け出た転出先とは異なる自治体へ転入した場合、どのような情報のやり取りが考えられるか。マイナポータルから行われた転出届で必須項目の記載漏れがあった場合、どのような対応が必要になるか。	<ul style="list-style-type: none">実際に転入をした自治体においては、転出証明書情報が届いていないため、従前の特例転入と同様、本人が持参したマイナンバーカードを用いて転出地に転出証明書情報を請求する形式を想定している。転出地市町村において、本人等へ確認の上、処理を行うことを想定している。
<p>3. 一部転入の場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none">転出証明書情報の自動取込みについては、一部転入（=世帯主がすでにいるところに転入をすること）に対応可能か。	<ul style="list-style-type: none">これまでの特例転入と同様の取扱いであり、対応可能。

住民記録システム標準仕様書の改定に関する主なご意見（その2）

第10回 住民記録システム等標準化検討会分科会（令和3年6月16日）

ご意見	対応方針
<p>4. 「仮登録」の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none">どのような状態が「仮登録」であるかを確認したい。（自動で）「行えること」との記載であり、直接データベースの更新をするシステムあるいは当該運用をしている自治体においては、データベースの更新までは実施しないなどの整理が必要。	<ul style="list-style-type: none">標準仕様書第1.0版において「「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、住民票（原票）にまだ記載されていない状態のこと」と定義をしている。今回の措置は未審査又は審査中である以上、データベースの自動更新を想定したものではない。
<p>5. DV等支援措置の情報連携</p> <ul style="list-style-type: none">支援措置を講じていた情報などについて様式中に含めるといったことを検討いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">DV等支援措置の情報については転出証明書情報には含まれない以上、様式に含めることは困難。DV等支援措置は、市町村長ごとに支援措置の要否の判断が前提。
<p>6. 後方業務への連携等に係るデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none">国として行政手続のオンライン化を推進していく方針があることや後方のシステムについても電子申請が検討されていることなどを踏まえ、転入情報を連携し後方の業務にも申請があったこととして申請書を廃止することを検討してもよいと考える。	<ul style="list-style-type: none">住民記録システムの標準仕様書は、現行法令を前提に作成することとし、今後、法令改正や制度の見直しに併せて必要な更新を行う。